

京都市告示第 292号

京都市観光駐車場条例第6条の規定に基づき、京都市清水坂観光駐車場、京都市嵐山観光駐車場及び京都市銀閣寺観光駐車場について、平成19年1月1日から同月3日まで（京都市清水坂観光駐車場については、平成19年1月1日午前0時から）の駐車料については、次のとおりとします。

平成18年12月5日

京都市長 榎本 頼兼

区 分	単 位	駐 車 料
バ ス	1日1回	3,000円
タクシー及びハイヤー		1,000円
自動二輪及び自転車		300円
自家用車等		1,000円

(建設局管理部建設総務課)